

「円満・円滑な相続・事業承継対策のための 生命保険信託活用」について

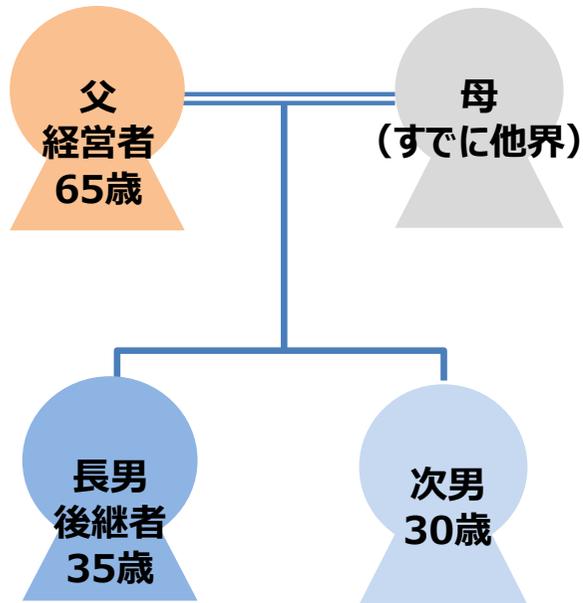
2022年10月

プルデンシャル信託株式会社

- 記載の内容は、登録日時点のものであります。記載内容が最新の内容と相違ないか、十分ご注意ください。
- プルデンシャル信託株式会社は保険代理店ではありません。
- プルデンシャル信託株式会社の信託契約代理店(信託契約代理業務の種類:媒介)は、プルデンシャル生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社の2社です。(2022年9月時点)



家系図



相続財産

相続財産内訳	相続財産評価額	長男 後継者	次男
会社土地・建物・ 自社株	2億円	2億円	
自宅	2千万円	2千万円	
現金	2千万円		2千万円
合計	2億4千万円	2億2千万円	2千万円

不動産や自社株の相続は、税法上の評価が遺産分割における評価に直結するものでないという指摘があるので注意が必要。

遺留分侵害額4千万円

前提

- ✓ 父（経営者）はそろそろ事業を長男に任せようと考えている
- ✓ 自社株は100%父が保有し、会社土地・建物も父が保有し、会社に貸し付けている
- ✓ 自宅は会社とつながっているので長男が住むことになる
- ✓ 会社で終身保険（契約者：法人、被保険者：社長、受取人：法人、死亡保険金額1億円）に加入している
- ✓ 長男（後継者）に自社株と事業用資産をすべて相続させるため、遺言書を作成した（上記表の内容）



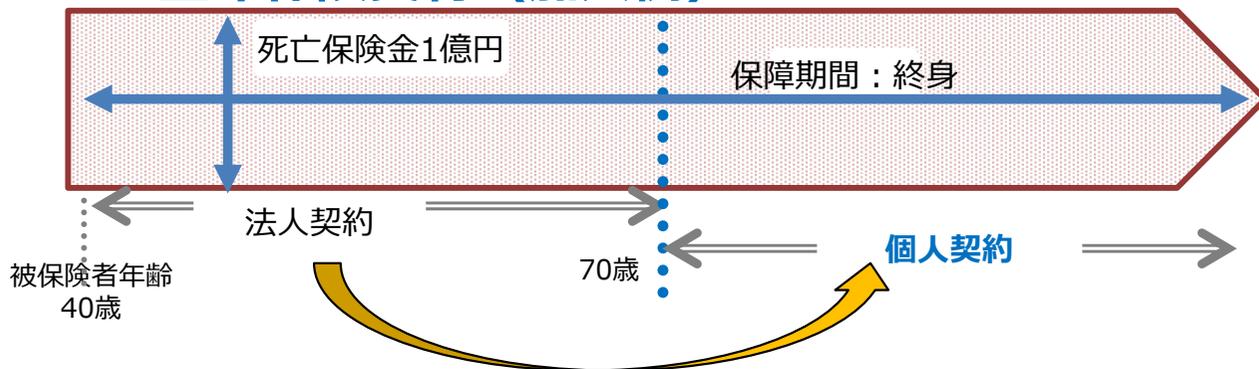
不安

- ✓ 長男（後継者）に相続させる財産が多く、次男から不満が出ないか・・・
- ✓ せめて次男に現金を相続させてあげたいが、そうすると長男が相続税を支払えるか・・・

解決策

- ✓ 相続税納税資金や次男からの遺留分侵害額請求に対応できるように調整財源として、みなし相続財産となる生命保険を活用する。そのために、法人契約の生命保険を退職時に現物支給（名義変更）してもらい、個人保険契約とし、保険金の受取人を後継者とする。
- ✓ 代償交付金の調整財源（死亡保険金）があるので、長男・次男の間で遺産分割協議を行うこともできる。
- ✓ しかし、多額の保険金を後継者が手にすることで金銭感覚をおかしくしてしまわないか心配。

生命保険契約（加入例）



契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法人	経営者	法人

名義変更

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
経営者	経営者	長男（後継者）

例)70歳退職時に生命保険契約を名義(契約者)変更



安心

- 生命保険信託を設定し、信託会社に死亡保険金等の管理を託すことで、一度に大金が渡ることなく、定例交付により毎月少しずつお金を渡すことができる。
- 相続税納税資金や代償交付金の支払は随時交付請求できる。

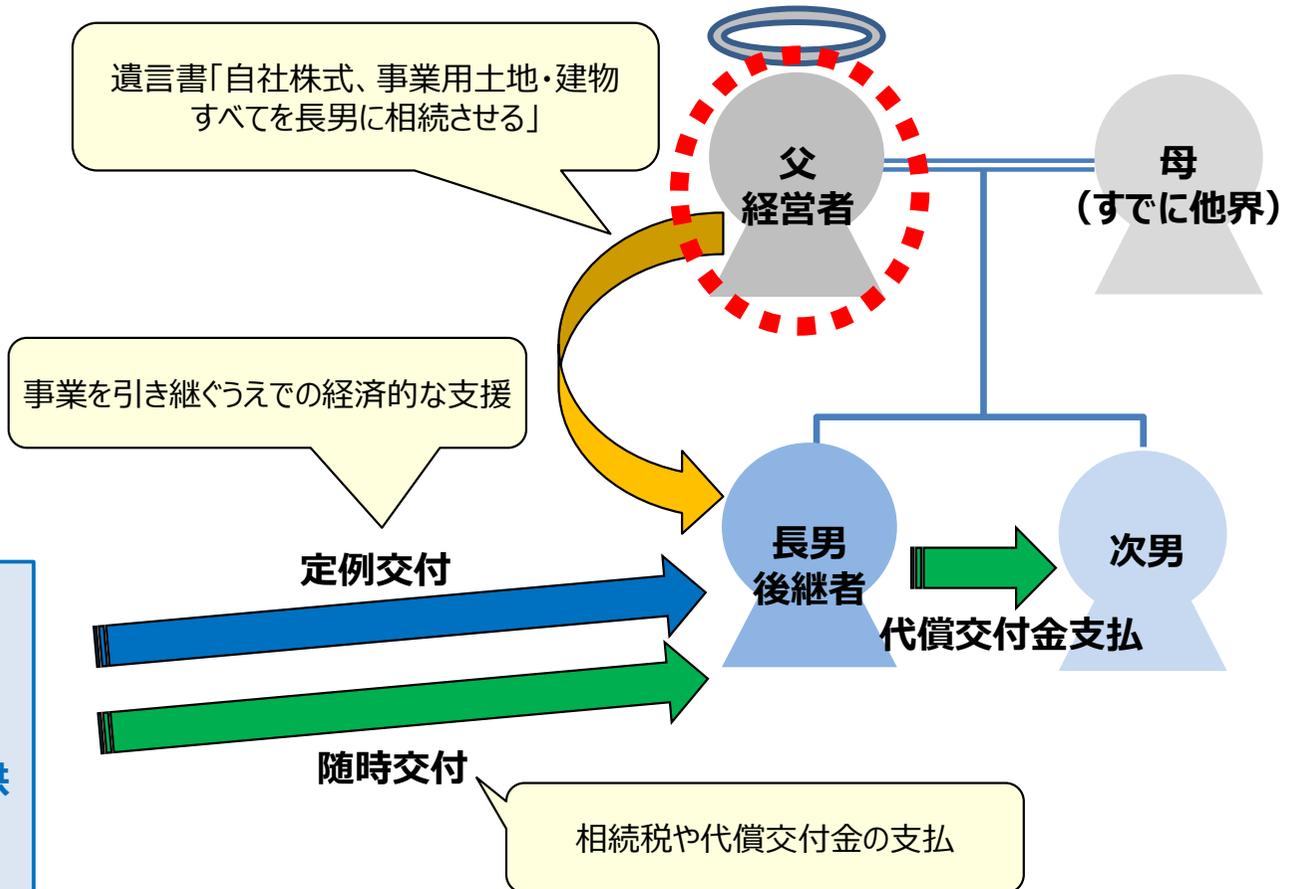
調整財源

生命保険契約（みなし相続財産）
【加入例】
契約者・被保険者：父（経営者）
死亡保険金受取人：長男（後継者）
保険金：1億円
※死亡保険金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数2＝1,000万円）の活用（相続税法第12条）

死亡保険金

生命保険信託契約（設定例）

委託者：父（経営者）
受託者：プルデンシャル信託
第一受益者：長男（後継者）
定例交付：毎月20万円
残余財産帰属権利者：第一受益者の子供
第一指図権者：長男の配偶者
※生命保険信託を設定できるのは個人保険のみとなっておりますのでご注意ください。





お問い合わせは、
プルデンシャル信託までメールでお願いします。
inquiry@pru-trust.co.jp

プルデンシャル信託株式会社
東京都千代田区永田町2-13-10プルデンシャルタワー
<https://www.pru-trust.co.jp/>

電話によるお問い合わせ

0120-93-5524

カスタマーサービスセンター（国内通話料無料）

受付時間 平日 9：30-12：00 13：00-17：00（土日祝日・年末年始を除く）